

## A & A 事業に係る損失補償の見直しに伴う 土地区画整理事業における損失補償の考え方の整理について

標記見直しに関する10月6日(水)の決定会議での意見を踏まえ、市施行の土地区画整理事業に係る損失補償の考え方を次のとおり整理した。

決定会議での意見...「A & A 事業の損失補償の見直しと併せ、市として、他の市施行の土地区画整理事業についても損失補償の基本的な考え方を定めるべき。」

### 考え方

#### 他の市施行の土地区画整理事業に係る101補償の考え方

現時点において、市施行の土地区画整理事業は予定されていないが、将来的に市施行事業を行う場合においては、101補償について次の考え方を基本とした上、当該事業の施行条件、社会経済情勢等を踏まえ、当該事業の補償基準を策定するものとする。

- (1) (1)土地利用益相当額とする。
- (2) 従前地の利用形態等に応じ、(1)を超える通常生ずべき損失が認められる場合には、当該損失に対し、(1)によらない適切な補償(例：現行の(2)固都税相当額補償以外の種別の補償)を行うものとする。
- (3) 換地希望先による扱いの差は設けないものとする。

- 1 **土地利用益相当額**...今回の見直し(令和4年度から適用)において、従来の固都税相当額補償に代わる新たな補償種別。それぞれの土地について、固定資産評価額×3%/年を補償額とする。
- 2 **固都税相当額補償以外の種別の補償**...麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業においては、従来の固都税相当額補償のほか、従前地の事業利用・居住利用をしていた者等に対し、地代相当額補償・仮住居補償・地代減収補償等を行っている。

### 局内調整経過

- 令和3年10月8日 都市整備課打合せ。上記考え方を説明。  
(結果：裁判例などを踏まえた基本的な考え方として、理解。)
- 令和3年10月15日 都市建設局局部長連絡調整会議。上記考え方を説明。  
(結果：異論なし。)

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和3年12月28日

案件名	令和4年度 国民健康保険税率の見直し等について							
所管	健康福祉	局区	生活福祉	部	保険企画	課	担当者	内線
審議事項	国民健康保険税率の改定案について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、上部会議に付議する。 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置期間を2年間とすること。							

## 事案概要 / 事業の実施期間

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定( )するとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」の施行にあわせて未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置(5割)を導入し、本市独自施策として対象年齢を拡大するもの  
 本年11月に神奈川県から示された仮係数に基づく令和4年度における本市の納付金額及び標準保険料率を踏まえて仮算定したもので、最終的な国民健康保険税率(案)は、令和4年1月に同県から示される確定値をもって決定するもの

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
実施内容	庁内調整	事業実施						
	予算査定							
	議案上程等							
	国保運営協議 会諮問・答申							

### ○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)		178,720	142,443	138,027	133,748	129,602	125,585	121,691
うち任意分		113,000	99,807	96,713	93,715	90,810	87,995	85,267
特財								
国、県支出金		54,720	31,977	30,986	30,025	29,094	28,192	27,318
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		124,000	110,466	107,042	103,723	100,508	97,392	94,373
うち任意分		113,000	99,807	96,713	93,715	90,810	87,995	85,267
捻出する財源		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		124,000	110,466	107,042	103,723	100,508	97,392	94,373

捻出する財源概要...

### ○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和4年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	令和4年2月

**事前調整、検討経過等**

調整部局名等	調整内容・結果
R3.12.8 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、 債権対策課、健康福祉総務室、 国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。
R3.12.15 調整会議 (政策課、経営監理課、総務法制課、 人事・給与課、財政課、債権対策課、 健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について 子どもに係る被保険者均等割額の減額措置の拡充について 結果:原案のとおり、上部会議に付議する。

備 考	

# 令和4年度 国民健康保険税率の見直し等 について

令和3年12月28日  
健康福祉局生活福祉部  
保険企画課

# 目次

---

1. 市町村国保の構造的な課題
2. 安定的運営のための本市の取組と現状
3. 県内自治体・指定都市との比較
4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し
  - (1) 国保事業費納付金
  - (2) 歳入不足見込額の算定
  - (3) 今後の財政推計
  - (4) 保険税率（案）
  - (5) モデルケース
5. 子どもの均等割額減額措置
  - (1) 導入について
  - (2) 拡充について
  - (3) 子育て世帯に係るモデルケース
6. 今後のスケジュール（予定）

# 1. 市町村国保の構造的な課題

## 【他の医療保険制度との比較】

出典：R3.3全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長  
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数※1	1,716	1	1,391	85
加入者数※1	2,752万人	3,940万人	2,954万人	858万人
加入者平均年齢※2	53.3歳	37.8歳	35.1歳	32.9歳
前期高齢者 「65歳～74歳」 の割合※2	43.0%	7.5%	3.3%	1.4%
加入者一人当たり 医療費※2	36.8万円	18.1万円	16.0万円	15.9万円
加入者一人当たり 平均所得※2	88万円	156万円	222万円	245万円
加入者一人当たり 平均保険料※2 <事業主負担込>	8.8万円	11.7万円 <23.3万円>	12.9万円 <28.4万円>	14.3万円 <28.6万円>
保険料負担率	10.0%	7.5%	5.8%	5.8%

※1 平成31年3月末時点 ※2 平成30年度平均値

## 【本市の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	32.6
43万円超～ 200万円以下	33.7
200万円超～ 400万円以下	16.2
400万円超～ 600万円以下	3.7
600万円超～ 900万円以下	1.5
900万円超	1.2
未申告	11.1

約  
66  
%

※令和3年度当初賦課

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い
- **保険料負担率が高い**

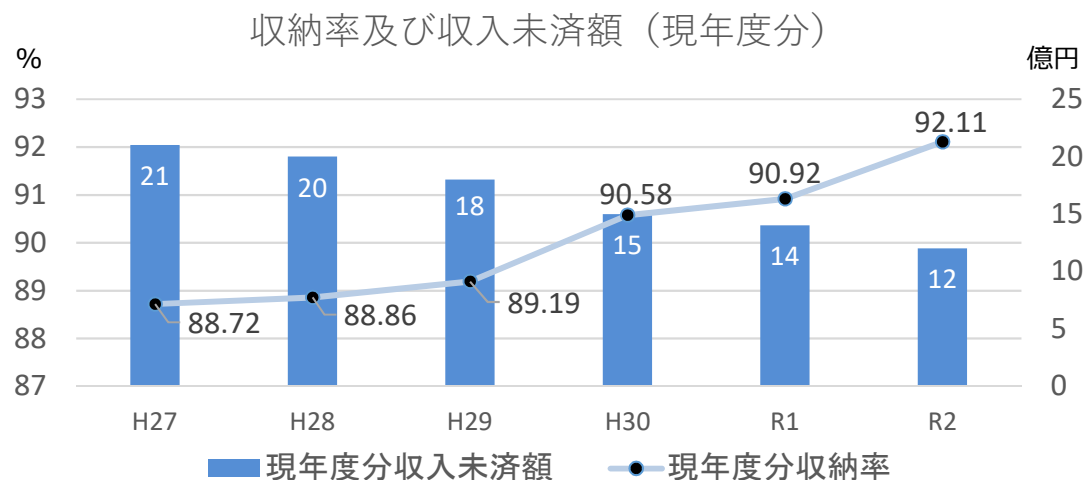
国保では「配偶者」や「子」等の  
被扶養者に対しても保険税が  
賦課される

## 2. 安定的運営のための本市の取組と現状

【本市の取組と現状】

国保財政の健全化に向け、平成29年度に市国保財政健全化方針を策定し、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の計画的な解消、収納率の向上等に向けた取組を推進してきた

- ◇ 収納率の向上に向けた取組
  - ・市税との徴収業務一元化
  - ・多様な納税環境の整備
  - ・市国民健康保険コールセンターによる納税勧奨等
- ◇ 特定財源の確保に向けた取組
  - ・保険者努力支援制度
  - ・国支援拡充要望(コロナ減免等)



決算補填等を目的とした法定外繰入金額の解消

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	24億円	18億円	12億円	6億円	解消 (0円)
	↓	↓	↓	↓	↓
実績	22億円 (決算)	10億円 (決算)	解消 (決算)	解消 (予算)	解消 (予算)
単年度 実質収支	△16億円 (決算)	△7億円 (決算)	±0円 (決算)	△12.8億円 (予算)	—

### 3. 県内自治体・指定都市との比較

#### 【県内自治体との比較】

(単位：円)

市名	一般会計からの繰入金 (決算補填等目的分)	一般会計からの繰入金 (保険税減免分)	調定額
	1人当たり	1人当たり	1人当たり
横浜市	6,926	1,538	108,250
川崎市	6,549	2,183	116,613
相模原市	0	302	98,110
横須賀市	0	859	93,993
平塚市	0	62	101,901
鎌倉市	11,887	315	109,146
藤沢市	3,446	766	103,307
小田原市	0	170	104,673
茅ヶ崎市	0	62	106,585
秦野市	3,782	0	92,575
厚木市	0	109	101,916
大和市	5,404	17	96,319
伊勢原市	2,450	0	99,477
海老名市	12,339	29	97,177
座間市	10,247	32	95,174

#### 【指定都市との比較】

(単位：円)

市名	一般会計からの繰入金 (決算補填等目的分)	一般会計からの繰入金 (保険税減免分)	調定額
	1人当たり	1人当たり	1人当たり
札幌市	0	385	84,901
仙台市	0	0	87,372
さいたま市	4	24	102,481
千葉市	0	1,054	101,047
横浜市	6,926	1,538	108,250
川崎市	6,549	2,183	116,613
相模原市	0	302	98,110
新潟市	0	0	91,237
静岡市	0	0	101,392
浜松市	0	0	114,591
名古屋市	0	3,570	99,966
京都市	4,458	2,496	78,666
大阪市	4,179	0	84,024
堺市	0	0	87,697
神戸市	0	0	92,683
岡山市	408	948	96,054
広島市	1,206	251	102,541
北九州市	0	1,913	81,796
福岡市	8,838	1,444	90,468
熊本市	3,219	657	99,664

※令和2年度決算額

※県内については被保険者数1.5万人以上の自治体を抜粋



## 4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

### (1) 国保事業費納付金 (保険事業費の財源に充てるため市から県に納付する負担金)

- 仮係数に基づく令和4年度納付金は、**202億9,700万円** (20,297,104,203円)  
 ・昨年度と比べて**4億3,000万円増加**した → 被保険者数は減少傾向にあるが、  
 1人あたり保険給付費が増加したことが主な要因となっている

年度		納付金額	被保険者数	一人当たり納付金
R1	確定係数に基づく納付金 (平成31年1月8日)	216億3,500万円	157,892人	137,021円
R2	確定係数に基づく納付金 (令和2年1月7日)	197億4,600万円	149,912人	131,707円
R3	確定係数に基づく納付金 (令和3年1月12日)	198億6,700万円	149,864人	132,564円
R4	仮係数に基づく納付金 (令和3年11月17日)	202億9,700万円	144,421人	140,541円
	対前年度比(※)	+4億3,000万円	▲5,443人	+7,977円(+6.0%)
	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月上~中旬予定)	未定	未定	未定



# 4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (2) 歳入不足見込額の算定

※仮係数による予算見込額

(単位：百万円)

歳入	予算見込額
<b>国民健康保険税</b>	<b>13,912</b>
現年度分	12,709
滞納繰越分	1,203
<b>保険給付費等交付金</b>	<b>50,130</b>
普通交付金分	49,213
特別交付金分	917
<b>繰入金</b>	<b>5,350</b>
法定繰入金	4,411
法定外繰入金	939
決算補填等目的	0
その他	939
基金繰入金	0
<b>繰越金</b>	<b>160</b>
<b>諸収入等</b>	<b>393</b>
<b>歳入合計</b>	<b>69,945</b>

歳出	予算見込額
<b>総務費</b>	<b>803</b>
<b>保険給付費</b>	<b>49,690</b>
<b>国保事業費納付金</b>	<b>20,298</b>
医療給付費分	13,475
後期高齢者支援金等分	4,850
介護納付金分	1,973
<b>保健事業費</b>	<b>713</b>
<b>諸支出金等</b>	<b>182</b>
<b>予備費</b>	<b>10</b>
<b>歳出合計</b>	<b>71,696</b>

- 【令和3年度予算と比較した収支不足の主な要因】
- ① ▲12.8億：令和3年度予算基金繰入金分
  - ② ▲4.3億：国保事業費納付金の増
  - ③ ▲2.0億：被保険者数の減等による保険税収の減
  - ④ ▲0.1億：特別交付金分(県支出金)の減
  - ⑤ +1.8億：法定繰入金の増
- = ▲17.4億 → 約17.5億の不足

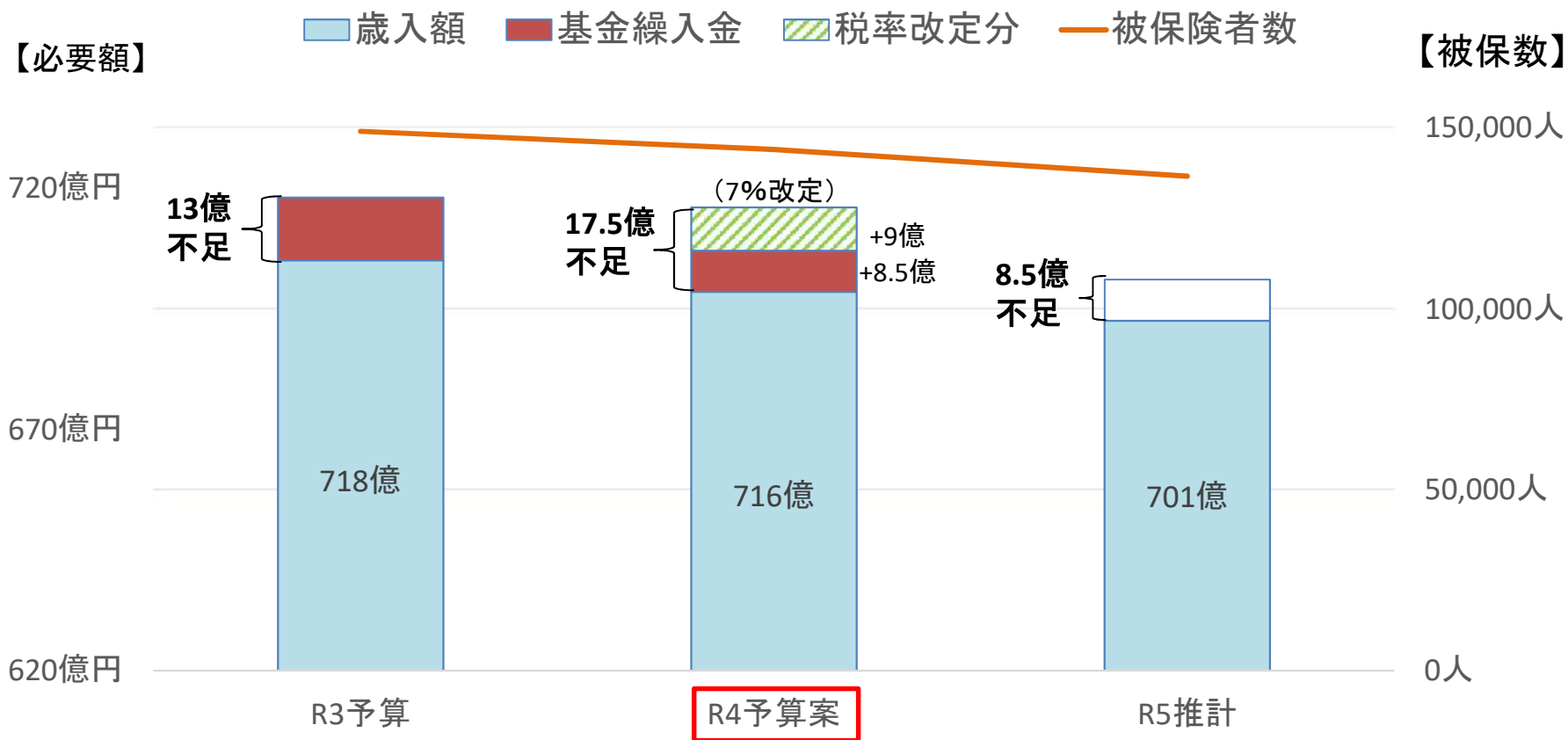
約17.5億円の  
歳入不足

14%の  
税率改正が必要

基金を活用し、  
改定幅を抑える

# 4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (3) 今後の財政推計



	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
基金残高(見込)	18億円※	10.5億円※	—

※令和3年度に剰余金5億円、令和4年度に1億円を見込む

# 4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し

## (4) 保険税率 (案)

### 「市国保事業運営方針」を踏まえた税率改定の考え方

- 応能・応益の割合は、標準保険料率の水準（52：48）をベースとする。  
※【現行税率】51：49 ⇒ 【R4税率(案)】52：48
- 標準保険料率との乖離幅が特に大きい介護分について、優先的に見直しを行う。

### 令和4年度 国民健康保険税率 (案)

6.9%の改定

区分		医療分	後期分	介護分
応能分	所得割 (現行税率との差)	6.20% (+0.55%)	2.35% (+0.25%)	2.10% (+0.4%)
応益分	均等割 (現行税率との差)	25,500円 (+1,000円)	10,000円 (+500円)	9,500円 (+500円)
	平等割 (現行税率との差)	17,000円 (△600円)	6,000円 (+0円)	6,000円 (+600円)
一人当たり 平均調定額※ (現行税率との差)		68,340円 (+5.8%)	25,567円 (+7.6%)	27,826円 (+14.6%)
		96,188円→102,873円 (+6.9%)		

※介護分は介護2号被保険者一人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

### 【参考】現行税率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	5.65%	2.1%	1.7%
均等割	24,500円	9,500円	9,000円
平等割	17,600円	6,000円	5,400円

### 【参考】標準保険料率

区分	医療分	後期分	介護分
所得割	6.21%	2.55%	2.59%
均等割	26,140円	10,389円	12,918円
平等割	16,675円	6,627円	6,439円

### 【参考】過去の改定

H25 : +4.2%  
H26 : なし  
H27 : なし  
H28 : +4.0%  
H29 : なし  
H30 : +5.0%  
R1 : なし  
R2 : なし  
R3 : なし※  
R4 : (+6.9%)

※新型コロナウイルス感染症による経済への影響が不透明であったため、基金からの繰入れにより税率を維持

## 4. 令和4年度 国民健康保険税率の見直し (5) モデルケース

### ● 39歳以下又は65～74歳の単身世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額（伸び率）
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	17,200円	+300円 (+1.7%)
100万円	軽減なし	107,100円	101,700円	+5,400円 (+5.3%)
200万円		192,600円	179,200円	+13,400円 (+7.5%)
400万円		363,600円	334,200円	+29,400円 (+8.8%)

### ● 40～64歳の夫婦2人世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額（伸び率）
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	34,400円	+1,300円 (+3.8%)
100万円	5割軽減	120,000円	111,200円	+8,800円 (+7.9%)
200万円	軽減なし	286,000円	263,200円	+22,800円 (+8.7%)
400万円		499,000円	452,200円	+46,800円 (+10.3%)

# 5. 子どもの均等割額減額措置

## (1) 導入について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、令和4年4月1日から、未就学児を対象に均等割部分を5割減額するもの

- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減する。なお、低所得世帯に対しては、応益保険税(料)の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。

**【対象】** 全世帯の未就学児※ (市内約3,600人)

※ 子どもの均等割額減額後の税額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となる。

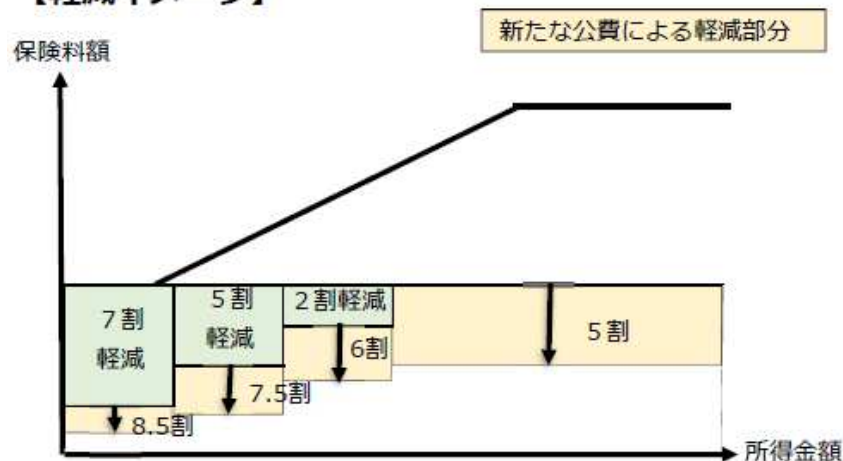
**【導入時期】** 令和4年度

**【経費】** 減額分：約4,400万円 (国1/2、県1/4、市1/4)

※ 市負担分(1,100万円)については、一般会計からの繰入れ

システム改修分：約2,200万円 (全額国費)

### 【軽減イメージ】



保険税 (年税額)	(現行税率)		
	医療分 (全員)	後期分 (全員)	介護分 (40~64歳)
所得割	5.65%	2.10%	1.70%
均等割 (1人あたり)	2万4,500円	9,500円	9,000円
平等割 (1世帯当たり)	1万7,600円	6,000円	5,400円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

# 5. 子どもの均等割額減額措置

## (2) 拡充について

総合計画推進プログラム  
基幹事業として提案中

本市独自の取組として軽減対象を18歳以下まで拡大し、税率改定の中にあっても**負担の重い子育て世帯に対する負担軽減**を実現することにより、市総合計画の重点テーマである「少子化対策」に分野横断的に取り組むもの

- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割を軽減する。なお、低所得世帯に対しては、応益保険税（料）の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

【対 象】 全世帯の7～18歳※（市内約8,400人）

※子どもの均等割額減額後の税額が課税限度額を超えている場合は、課税限度額が税額となる。

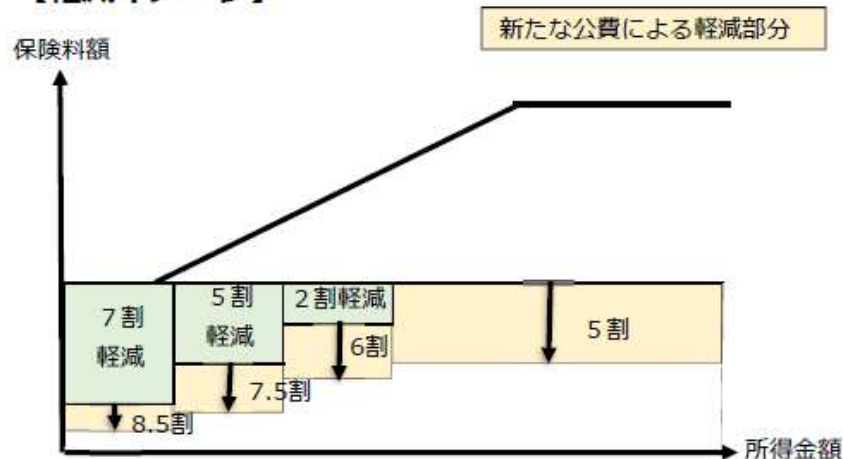
【導入時期】 令和4年度

【経 費】 減額分：約1億300万円

システム改修分：約1,000万円（追加改修費）

➡必要財源：計1億1,300万円（財源未定）

### 【軽減イメージ】



(現行税率)

保険税（年税額）	医療分 （全員）	後期分 （全員）	介護分 （40～64歳）
所得割	5.65%	2.10%	1.70%
均等割 （1人あたり）	2万4,500円	9,500円	9,000円
平等割 （1世帯当たり）	1万7,600円	6,000円	5,400円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

## 5. 子どもの均等割額減額措置

### (3) 子育て世帯に係るモデルケース

#### ●【国の減額対象】39歳以下の夫婦 + 未就学児の子1人の3人世帯

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	33,500円	37,600円	-4,100円 (-10.9%)
100万円	5割軽減	104,500円	106,900円	-2,400円 (-2.2%)
200万円	軽減なし	245,800円	247,200円	-1,400円 (-0.6%)
400万円		416,800円	402,200円	+14,600円 (+3.6%)

#### ●【国の減額対象外】40～64歳の夫婦 + 7～18歳の子1人の3人世帯

(本市独自の減額 なし の場合)

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	46,300円	44,600円	+1,700円 (+3.8%)
100万円	5割軽減	137,700円	128,200円	+9,500円 (+7.4%)
200万円	軽減なし	321,500円	297,200円	+24,300円 (+8.2%)
400万円		534,500円	486,200円	+48,300円 (+9.9%)

(本市独自の減額 あり の場合)

所得		R4税率案	現行税率	増減額 (伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	44,600円	-3,600円 (-8.1%)
100万円	5割軽減	128,900円	128,200円	+700円 (+0.5%)
200万円	軽減なし	303,700円	297,200円	+6,500円 (+2.2%)
400万円		516,700円	486,200円	+30,500円 (+6.3%)



## 6. 今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和3年	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の試算（県から通知）</li> <li>仮係数に基づく令和4年度保険税率（案）の算定</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議</li> </ul>
令和4年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の確定（県から通知）</li> <li>確定係数に基づく令和4年度保険税率（案）の算定 ※仮係数に基づく税率（案）から変更があった場合は個別説明</li> <li>市長説明 ・ 諮問の決裁</li> </ul>
	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度当初予算編成</li> <li>市国民健康保険運営協議会に「令和4年度保険税率（案）」を諮問</li> </ul>
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>同協議会から答申</li> <li>令和4年度保険税率（案）の決定（市長決裁）</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例案について正副議長説明（＋会派説明）</li> <li>改正条例案を市議会に提案</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会定例会議（令和4年度予算・条例改正）</li> </ul>

決定会議 議事録

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

1 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る損失補償の見直しについて

【まちづくり推進部】

( 1 ) 主な意見等

○(市長公室長)補償の考え方について、最近の裁判事例を踏まえる必要があることと、今後の市施行の土地区画整理事業全般に係る考え方についても確認したく、議題としてよろしいか。

異論なし

○(市長公室長)事案担当部からの説明をお願いしたい。

○(まちづくり推進部長)裁判の状況について、前回の決定会議においては、平成 2 4 年の名古屋高裁の裁判例を説明した。判決の内容としては、土地区画整理法第 1 0 1 条第 1 項にいう「通常生ずべき損失」は、従前地の使用収益ができないことと通常の相当因果関係が認められる損失をいい、補償金の額は、地代及び借賃等を考慮して算定した相当な価格とする趣旨のものである。その後の裁判例としては、平成 2 9 年に、仙台高裁でも、損失補償の考え方について名古屋高裁と同じ内容の判決が出ている。

また、今後の市施行の土地区画整理事業における損失補償の考え方については、局内で整理した内容を追加資料により説明する。(追加資料により説明)

○(財政局長)前回の会議で損失補償は遡りをしないことで整理したが変わらないか。

(まちづくり推進部長)変更はない。

○(網本市長公室理事)資料内の「適切な補償」とは。

(麻溝台・新磯野地区整備事務所長)仮に、駅前など土地を使用収益することによる利益率が高いところで土地区画整理事業を施行する場合は、土地利用益相当額の算定で用いる利率の 3 % より高い利率となる可能性があることなども考えられるため、このような表現としている。

○(総合政策部長)承知している範囲で構わないが、その他の裁判例も、今回の提案内容に沿っているとの理解で良いか。

(まちづくり推進部長)そのとおりである。

○(財政部長)今後、市ではなく、組合が施行する土地区画整理事業や土地改良事業があった場合については、どのように考えるか。

(麻溝台・新磯野地区整備事務所長)補償の内容は、施行者が判断すべきものであるため、市の考え方や基準等を参考とすることはあっても縛られるものではない。

○(市長公室長)本提案は平成 2 4 年の名古屋高裁や平成 2 9 年の仙台高裁の判決に沿うものである。また、今回の補償の考え方は、その都度、意思決定は行うものの、今後の市施行の土地区画整理事業における基本的な補償の考え方となるものである。よって、1 0 月 6 日の決定会議の結果については、補償の遡及は行わないことの一部修正はするものの、本決定会議により承認とさせていただきたいが、いかがか。

異論なし

(2) 結果

○原案を一部修正し、承認する。

- ・原案の一部修正については、10月6日の決定会議結果のとおりとする。
- ・上部会議に付議することとしたものについては修正し、本決定会議により承認とする。

## 2 令和4年度 国民健康保険税率の見直し等について

【生活福祉部】

## (1) 主な意見等

- (市長公室長) 前回の決定会議から考え方を整理した部分について説明をお願いしたい。  
(生活福祉部長) 税率については、基金残高の推計より税率6%の改定が下限と考えている。仮に5%とした場合は令和5年度には基金がマイナスとなる見込みである。また、子どもに係る被保険者均等割額の減額措置は本来、国が行うべき事業と考えていることを前提として、3年間の期限として実施したい。なお、実施期間は、条例の附則の中で整理することで担保したい。  
(保険企画課長) 補足として、3年間のみ実施するというのではなく、3年後に再度国の状況等を確認し、見直しを行うという意味であることを理解いただきたい。
- (網本市長公室理事) 子どもに係る減額措置は、税率の改定幅と連動しているのか。  
(生活福祉部長) 下限値と考えている税率改定6%と子どもの減額措置をセットで行うことが理想と考えている。  
(網本市長公室理事) 仮係数に基づく6.9%の税率改定と、子どもの減額措置なしであっても、将来への負担の先延ばしを考えた場合、やむを得ないと考えている。
- (総合政策部長) コロナ禍で税率を改定することが適当であるか、という見方があると考えているが、今回の税率改定を今までに実績のある5%とし、税率改定を2年連続で行うという考え方はないか。  
(保険企画課長) 後年度への負担の先延ばしは望ましくないため、翌年度は改定しないことが理想と考えており、5%の改定では今後、赤字繰り入れの可能性が限りなく高くなる。
- (財政局長) もし、均等割りの減額措置を実施したいのであれば、局内で財源を生み出していただきたいと考えるが、局内の議論はどのようになっているか。  
(保険企画課長) 局内で検討したが、すべて賄える財源はない状況である。  
(健康福祉総務室長) 国保税制度については、これまでの取組により、もともとの想定より前倒しをして法定外繰入を解消してきた経過があることも考慮してほしい。
- (財政局長) 子どもに係る減額措置は他市でもやっているのか。  
(保険企画課長) 横浜市や川崎市は実施している。仙台市は均等割額の減額措置を行っている。
- (財政課長) 財源としては推進プログラムの中で見たいと考えている。ただし、後年度に継続してやるとなった場合は財源の話は必ず出てくる。見直し規定も含めて、条例を検討してはどうか。  
(保険企画課長) 令和4、5年度を特例として条例の附則において制定し、必要があれば改正するようなことを考えている。
- (総合政策部長) 子どもに係る減額措置について、何がどうなったら見直すのかなどの指標は出せるか。  
(保険企画課長) その時々状況を見なければならず、特定の指標を持つことは難しいと考えている。  
(総合政策部長) KPI等により評価や見直しができないのであれば、期限を設定して

実施すべきではないか。

- （財政局長）子どもに係る減額措置はコロナ禍による対応と考えれば1年間の措置でも整理できると考える。
- （市長公室長）税率改定の必要性は理解できた。ただし、子どもの減額措置は一定の期間で見直すことはやむを得ないと考える。あとは見直しの期間と財源についてだが、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用できるかの検討状況はどうか。  
（保険企画課長）基金がある中で臨時交付金の活用は難しいと考えている。経済対策として、今回の子どもに係る減額措置の対象者への対応は想定できるが、国保税制度に組み込むことは困難であると考えている。
- （財政局長）行財政構造改革プランでは令和6年度からを第2期としており、第1期で検討した内容等を実施していくことになっている。まずは改革プランに合わせて減額措置期間を整理してはどうか。
- （市長公室長）決定会議の結論としては、子どもの減額措置は2年間で見直しを行うことを条件として実施するとしたいがいかがか。  
異論なし

## （2）結果

- 原案を一部修正し、上部会議に付議する。
  - ・子どもに係る被保険者均等割額の減額措置期間を2年間とすること。